

平成21年度第2回越谷市障害者施策推進協議会
会議録

1. 日 時：平成22年2月19日（金） 14:00～16:03

2. 場 所：本庁舎5階第1委員会室

3. 出席者等：

- (1) 出席委員：15名：朝日委員、星野委員、黒田委員、田口委員、益子委員、佐藤委員、越野委員、平野委員、高野委員、小柳委員、松田(和)委員、関沢委員、樋口委員、福田委員、友壘委員
- (2) 欠席委員：4名：松田(繁)委員、深代委員、齋藤委員、樋上委員
- (3) 事務局：中山健康福祉部長、小勝児童福祉部長、瀧田障害福祉課長
(自立支援担当) 加藤副主幹、鈴木主査、藤城主査、梅澤主事、野尻主事
(障害福祉推進係) 濱野係長、小西主任

4. 傍聴者：なし

5. 次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
4. その他
5. 閉会

6. 会議資料

- ・ 障害者地域自立支援協議会の概要
- ・ 仮称越谷市障がい者施設建設工事 説明会資料（写） ※当日配付
- ・ 越谷市障害者地域自立支援協議会に関する要領 ※当日配付
- ・ 自立支援協議会の検討事例 ※当日配付
- ・ 障害者自立支援協議会委員推薦依頼先一覧 ※当日配付

【議事内容】

1. 開会

司 会： みなさんこんにちは。まだ遅れている方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、開会させていただきます。本日は大変お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から平成21年度の第2回目となります越谷市障害者施策推進協議会を開会させていただきます。

始めに訃報でございますが、ご報告させていただきます。平成20年8月から本協議会の委員を務めて下さっておりました小太刀進委員が平成22年2月12日にご逝去されましたので、ご報告させていただきます、心よりご冥福をお祈りいたします。

次に、本日ご欠席の方をご報告させていただきます。松田繁三委員、深代真吾委員、齋藤文利委員から、都合によりまして欠席される旨、ご連絡

をいただいております。以上、ご報告でございます。

2. 会長あいさつ

司 会： それでは、さっそくですが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じます。

会 長： 皆さんこんにちは。挨拶に入る前に、今、司会の方からご紹介のありました小太刀進委員さんですが、ちょうど先週ご逝去されたということもございますので、この場をお借りしまして、黙祷を捧げさせていただきたいと思っております。ご着席のまま30秒ほどでございますがご協力いただいておりますでしょうか。回数は頻繁ではございませんでしたが、この越谷市障害者施策推進協議会に多大なるご尽力をいただきました小太刀進さんのご冥福をお祈りしたいと思います。

黙祷。

どうぞお直り下さい。どうもありがとうございました。小太刀さんは障害難病団体協議会ということで、まさに障がいの問題や難病の問題といった社会的にはマイノリティと言われている問題に対して、大変旺盛なボランティア精神を持って向き合ってこられた方でございます。この協議会のメンバーとして、仲間としてご逝去されたことが、大変残念なことではございますけど、そういった小太刀さんなどに代表される先駆的な取り組みをされてきた方の思いを是非引き継ぎながら、第2回の施策推進協議会が実りある協議会となりますように、また、ここでの協議が越谷市の障がいのある方のお一人お一人の生活の質の向上に繋がることをお約束させていただいて、今日はそれをもちまして会長のあいさつと代えさせていただきます。本日も忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。それでは、協議に入る前に本日の資料等のご確認をお願いしたいと存じます。

《資料の確認》

それでは、これより議事に入りたいと存じますが、進行にあたりましては、条例の第4条第3項の規定によりまして、朝日会長をお願いしたいと存じます。

3. 議事

議 長： それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、皆さま方、議事進行にご協力いただければと思います。傍聴者の方はいらっしゃらないということでございますので、このまま、さっそく議事に入りたいと存じます。本日の議事は、「障がい者計画の策定について」と「(仮称)

越谷市障がい者施設について」の報告と協議事項として「障害者地域自立支援協議会について」でございます。

それではまず、報告事項「障がい者計画の策定について」及び「(仮称)越谷市障がい者施設について」、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【報告事項】(1)越谷市障がい者計画の策定について

事務局： 《補足説明》

現在の新越谷市障がい者計画については、障害者基本法に基づき、上位計画である「第3次越谷市総合振興計画」を踏まえ、平成16年3月に平成22年度までの8年間の計画として策定した。また、平成19年度には、障害者自立支援法に基づき平成18年度に策定した「越谷市障害福祉計画」と整合性を図ったものとして見直しを行った。

平成23年度からの新たな計画を平成22年度中に策定することとなることから、策定の際には、施策推進協議会の皆様にもご協力いただきたい。

なお、策定スケジュール等については、決定次第、今後開催される施策推進協議会の中でご案内させていただきたい。

(2) (仮称) 越谷市障がい者施設について

事務局： 《資料に基づき説明》

・仮称越谷市障がい者施設建設工事 説明会資料 (写)

《補足説明》

今後は、平成23年3月までのスケジュールで建設工事を進めていく。

今後も進捗に合わせてご報告をさせていただく。また、ご協議いただきご意見を伺う機会を持ちたいと考えている。

議長： ありがとうございます。

では、ただ今事務局から報告がありました2点、障がい者計画の策定、といっても23年度からの障がい者計画を来年度、平成22年度に策定しますよ、という予定のご説明でございましたが、そのことが一つ。それからすでに工事が始まっているということでございますけど、(仮称)障がい者施設の建設について、の関連のご報告でございます。委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員： 以前、障がい者計画の策定委員に関わっていて、今までのやり方だと事務局が早口で全然私はずついていけず、分からないまま会議が終わってしまっていました。この次にまた新しい公募委員になる人が障がい者ですとまた分からないまま終わってしまうので、今度はもう少し委員皆さんにも

分かりやすく早口ではないようにお願いしたいです。具体的には、やり方を変えていただきたいと思います。今までの会議では資料はぎりぎり委員に送られてくるので、早めをお願いしたいのと、分かりやすい資料にしてください。また会議の回数を増やしていただきたいと思いますのと、みんなで勉強したり関係している人に来ていただき説明してもらいたいです。情報公開できるように工夫してほしいのですが、国ではインターネットで情報公開しているものもあるので、越谷市でもそのような工夫はできないのでしょうか。

議長： ありがとうございます。来年度、検討される障がい者計画の策定にあたっての具体的なご提案ということだと思います。関連するご意見等ございますでしょうか。

今、委員さんのお話にもありましたように、例えば国の障がい者施策の制度改革推進会議では、その協議事項をライブで見られるようになっていくということ、また、資料もほとんど同じ時間帯でネットを経由して取得できるということ。国の大きな施策としてやっているという背景があるかもしれませんが、情報公開というのは、そのようなイメージでよろしいですか。

では、事務局の方から、今日は報告事項でございますので、今の段階で、もしお考え等あればご説明をお願いいたします。

事務局： 来年度、策定していくということで、策定の体制等については、事務局でこれから詰めていくところでございます。ただ、今の計画の見直しの際には、施策推進協議会の皆さんにご協議いただいたかと思いますが、大元の計画を8年前に策定したときには、施策推進協議会がございませんでした。今回の策定にあたっては、施策推進協議会の皆さまにもご協力いただきたいと思いますと思っております。それらを含めて、策定の体制等について、今後どのような方法で行っていくのかということ等について考えていきたいと思っております。ただ、この施策推進協議会に限って言えば、すでに審議会ということで、インターネットで会議資料や議事録等を報告することになっており、今回の議事録もインターネットの市のホームページで公開をいたしますので、今後もそのような形で見られるようになると思います。今までは、1階の情報公開センターで会議資料や議事録を公開していましたが、これからはインターネットで見られるようになります。以上でございます。

議長： ありがとうございます。よろしいですか。

委員： 今回やっと2回目で、会議の回数が年3回だと皆さんも分からないまま会議が終わってしまうのではないかと思います。インターネットで流すにしても、それを読むのにも時間がかかるので、なるべく早めのほうが良い

と思うのですが、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。私からも少し補足をさせていただくと、障害者施策推進協議会で障がい者計画の策定についても意見を伺うということなのですが、当然、施策推進協議会が、障がい者計画を策定する年度もあるでしょうし、進行管理する年度もあると思います。策定となると今、委員さんがおっしゃるように、確かに平常時の施策推進協議会では足りないような感じがします。障がい者計画策定にあたっての分科会というわけにはいかないと思いますが、回数を充実させることによって十分な審議を図るというようなことは可能性としてあるのか、定例の年2回や3回の中で計画を策定してしまうのか、このあたりも含めてお願いしたいと思います。

事務局：実際には委員さんがおっしゃったような形になると思います。前回の見直しの時には、大元の計画があってその見直しということでした。施策推進協議会の他に庁内の策定委員会も必要となりますし、いろいろな方法があるとは思いますが。現在、施策推進協議会では、進捗状況や、その他いろいろな障がい福祉の総合的な施策について、ご意見をいただいているところでございますが、来年度に関しましては、策定がありますので、回数は増えていくものと考えております。

議長：よろしいでしょうか。いずれにしても庁内での調整にも時間がかかることもあろうかと思いますが、資料はできるだけ早めに委員の皆さま方に十分にご検討いただけるように配慮していただけていただくということは変らないことだと思いますので、私からもお願いしたいと思います。

その他、障がい者計画の方ではよろしいでしょうか。それからこれも確認ですが、今の平成21年度の障がい者計画、障がい福祉計画の進捗状況については、22年度の障害者施策推進協議会の折に確認をさせていただくということではよろしいでしょうか。ということでございますので、今日は特に資料ということではなくて、策定にあたっての方向性と予定をお知らせいただいたということでございます。

障がい者施設については、いかがでしょうか。前回の施策推進協議会でも図面が出たのですが、見にくいということもあって、今回はお手元にご用意いただけたのではないかと思います。先ほどご報告がありました越谷市障がい者施設については、何かご意見等いかがでしょうか。

委員：こちらの施設は、今のしらこぼと職業センターの名前が変わってそのまま移るといってよろしいのでしょうか。障がい児、障がい者の数は減ってはならず、増えています。みのり学園を卒園して西特別支援学校に入る子どもたちが多すぎて教室が足りないという状況があります。今年は多くて来年は少ない、また次の年は多いというように周期的な繰り返しの中で、この障がい者施設は、今のしらこぼと職業センターで受け入れられるだけ

の人数が利用できるのか、それとも大げさに言えば、倍くらいの方の受け入れ態勢があるのか。どれくらいの方がそこで訓練を受けることができ、行き場のなくなるような状況はなくなるのでしょうか。

議長： ありがとうございます。もう一度しらこぼと職業センターの現状の改善という部分との関連性と将来の利用見通しをどのように立てて、定員などを決めていくのか、そのあたりの見通しはどのようなのでしょうか。

事務局： まず施設についてのお答えを先にさせていただきたいと存じます。

資料をめぐっていただいて1枚目の施設の建設についてにある設置機能と事業概要というところにありますけれども、この障がい者施設につきましては、現在のしらこぼと職業センターは知的障がい者の通所授産施設という施設ですが、障害者自立支援法で平成23年度末までに、新しい法律である自立支援法に定める新体系のサービス事業所に移行してくださいということになっています。この施設を建てて、そこへしらこぼと職業センターが移転することになります。そのときに新しい体系のサービス事業所、具体的には就労移行支援事業と就労継続支援事業B型という事業所に移行する予定でございます。当然、その障がい者施設の中に、しらこぼと職業センターが移設されるのですが、今までのしらこぼと職業センターというのは、通所者の方だけしか行けませんでした。この図面を見ていただいてもふれあいコーナーや、パンケーキ工房もございます。すぐに販売できるようになるかは分かりませんが、販売なども行いたいと考えておりますので、地域の住民の方とふれあう機会を設けさせていただくことや、他の施設の方が授産品の販売を行うことなどもこれから細かく詰めていくところであり、そのようなことも想定しているところでございます。そのため、(仮称)障がい者施設となっておりますが、施設の名称とそれとは別に今のしらこぼと職業センターが事業所になったときの事業所の名称などについても今後は考えていく必要があるものと考えております。施設については、以上です。

それから定員についてですが、現在、しらこぼと職業センターの定員は、57名です。新体系の事業所になったときには、就労移行が6名、B型が54名、合計60名で今は考えております。以上でございます。

議長： ありがとうございます。委員さんからのご質問に答えていただきました。

委員： 私なりの考え方というか整理を加えさせていただきますと、元々、しらこぼと職業センターが越谷市の例えば学校を出た後の活動の場として、全部受けきれてきたかという、そうではない事実があったわけですね。だから、いろいろな他の活動の場ができたり、そういう中で覚えていくということなのですけど、それも含めながら障がい福祉計画の中で、そういっ

た定員の問題などについて、当然将来の見通しを学校の卒業者ですとか、ニーズ調査などによって見立てた上で、このような数字があがってきているという整理です。ここを全ての障がいのある方の日中の活動の場として、どのように機能させていけば良いのかということは、越谷市全体の障がい福祉計画の具体的な数値目標の検討ですとか、必要な社会資源の整備というところで、当然議論していかなければいけないと思いますので、単純にこの60名が足りるか足りないかということだけではなくて、もっと全体的な見通しをもって検討していく必要があると思っています。とりあえず、この規模からして60人という数字が出ているというふうに理解していくことが必要ではないかと私は思います。

議長： 他にはいかがでしょうか。

委員： この障がい者施設の建設についてなのですが、そもそもこの施設というのは、みのり、あけぼのと3施設を合同して1箇所を集めるという計画で、たぶん10年近く前に話が出て、議会を通過してしまった話なのですよね。その後、いろいろ市役所の方から説明がございまして、いろいろな相談や地域サービスを総合したセンターにするというようなお話もありました。西養護学校と言われていた、今、特別支援学校に変わりましたが、平成14、15年の頃に、学校としては、しらこぼと職業センターに卒業生が全く入れない状態が何年も続いておりましたので、しらこぼと職業センターのためだけの移転計画に関しては、反対であるということを経済養護学校と共同で越谷市に対して要望書も提出いたしました。その要望書に関しては、全く何のお返事もございませんでした。その後、いつのまにか、みのり、あけぼのが合同であるという話が立ち消えになって、しらこぼとだけが独立して一人良い思いをするという形の施設に転化してしまいました。しらこぼと職業センターというのは、本来、学校を出てすぐに就労できない子がそこで少し訓練をして、それから社会に出て行くための通過施設であったはずなんです。それをつくるのは私は良いことだと思います。ただ、原則として、このしらこぼと職業センターに通所することができる人は、自分一人で通えるということが原則になっていたはずですが、それができなくて、親が送り迎えをしている子が何人もいるということを現実として私は知っております。そういうルール違反をしている人がいるにも関わらず、ここでまた、しらこぼと職業センターのみを建て直してこのようにすばらしい施設にするということは、西養護学校の高等部を卒業しても受け皿が全くなかったために、育成会や他のデイケア施設が自分たちのお金で立ち上げてきた施設に対しては、非常に補助金も少ないわけですが、しらこぼと職業センターには、年間1億5千万という補助金がおりにあります。これは、血のにじむような思いをして施設を運営

している者たちから考えると、うらやましいを通り越して、どうしてこのような格差ができるのだろうかという、非常に不可解な問題になってきています。ただ、これをつくることに関しては、もう決まってしまうからです、そのことに関してどうこう言うつもりはもうないですが、せめてこの先、障がい者全体にとって良い施設になるように改善を加えていってほしいということと、それからこのような公立の施設以外の施設に関しても十分な補助金をお願いしたいということを申し上げたいと思います。以上でございます。

議長： ありがとうございます。

関連するご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員： 前回の会議のときにも発言させていただきましたが、同じような気持ちです。障害者自立支援法に変わって、3障がい一緒にというところがあって、どうも精神障がい者の方の福祉の問題では、大分遅れをとってきているというところがありますので、今後の運営について考えるときには、3障がいの方が利用ができるような、広い意見を是非組み入れていただいて、運営についての話し合いをしていただきたいと思います。

委員： 私なりに整理をさせていただきますと。これは、ハードとソフトということ言えば、ハードの面については、すでに建設計画という形で進んでいるということだと思います。それに対してソフトの部分では、現状に合わせてソフトの部分スタートさせるのか、その現状を含めた上で、これから改善や変化を加えるのかによって、これからの方向性は大きく変わってくると思います。ですから、確かに就労継続支援という形でそこにずっとということだけを当然とするのか、今の現状を受け止めながらも例えば他の就労機会に結び付けていくことに力を注いでいくか、他の障がいの方にも窓口を広げていくか、ということも含めたソフト面の対応というところでは、これからまだハードはできてもソフトについては、さらに検討を加えたり工夫をする必要があるのではないかと思います。

議長： 他にはいかがでしょうか。

委員： しらこぼと作業所については、私も勉強不足で全容が見えておりません。今、委員さんのご意見などを伺って、そういうこともあるのかと驚いております。私からは、こんな立派な施設ができますので、ここに通って活動する人もいるでしょうけど、働く人たち、いわゆる職員、受付であれ、掃除であれ、相談支援の窓口であれ、そういう人たちに是非、障がいのある当事者を雇用していただきたいと思います。実は、常々思っておりますが、理念でしっかりとうたいあげていても、例えば市役所の窓口であるとか、ほっと越谷とか、花田宛であるとか、そういうところで、障がいがあっても仕事ができるであろう部署に障がいのある人を見当たらないのです。残

念ながら。適応支援で職場実習ということでは、時々あるのですが、是非、そういう公的な場所、窓口、そして新しいこの施設に是非、雇用していただきたいと思います。

議長： ありがとうございます。他に関連するご意見はありますか。なければ報告事項は終わりたいと思いますが。

委員： 新しい方の障がい者施設につきましては、皆様から見ると、せっかくこれだけの資源なのに、ということではいろいろなお考えがあると思います。ただ、一つ贅沢を言わせていただければ、ハードをつくる時というのは、一度つくってしまうと、内容が決まってしまう部分がありまして、少しでも意見が出せればもっと良かったのではないかという感じはしております。

それから、もう一点、内容につきましては、不特定多数の地域の人たちが利用できるようなところでは、これからももっともそのハードの部分の検討も加えていかないといけないのではないかという感じはしております。

それから最初の方に戻りまして、やはり計画の方は作り方の問題の中で、こちらのメンバーがきちんと議論できるということもさることながら、事前に今までの計画が何だったのか、特に量的な意味でも大切かもしれませんが、質的な意味で実はこれだけの問題が残っているということをしつかりとえぐり出すようにしておかないと本当に上っ面だけの計画になってしまうのではないかということがありますので、その辺は私たち委員がかなり気を引き締めておかなければならないのではないかと感じております。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からこれまでのところに対して何かよろしいですか。

事務局： 1点だけ先ほど委員さんからお話のありました、しらこぼと職業センターに1億5千万円の補助が出ているというお話しがございましたが、勘違いをされていてはと思ひまして、少しお話をさせていただきます。しらこぼと職業センターは、市が運営している施設になりますので、事業費として、1億5千万円程度が市から出ているということをおっしゃっているのかと解釈をさせていただいたのですが、補助金という形では出してはおりませんので、その点について、ご説明をさせていただきました。以上でございます。

議長： ありがとうございます。それでは、報告事項については、以上とさせていただきますが、先ほど事務局からもご説明ありましたように計画にしても、新しい障がい者施設にしても、さらにその進捗状況をこの協議会でご説明いただけるということでもありますので、是非そのタイミングを計り

ながら、情報提供をしていただきたいということで、まとめさせていただきたいと思います。

次に協議会に入るところですけど、区切りが良いので、やや早目ですがここで休憩をいれたいと思います。

【協議事項】 障害者地域自立支援協議会について

議長： では、協議事項に入りたいと思います。「障害者地域自立支援協議会について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・ 障害者地域自立支援協議会の概要
- ・ 越谷市障害者地域自立支援協議会に関する要領
- ・ 自立支援協議会の検討事例
- ・ 障害者自立支援協議会委員推薦依頼先一覧

障害者自立支援協議会委員推薦依頼先一覧 訂正事項

- ・ 『6号委員』の委員構成
(誤)保険医療関係者 ⇒ (正)保健医療関係者

《補足説明》

- ・ 設置根拠については、障害者自立支援法第77条に、設置が義務づけられている。本市の自立支援協議会については、本年度中の設置に向けて、去る1月8日に「越谷市障害者地域自立支援協議会に関する要領」を策定した。
- ・ 障害者施策推進協議会は、障がい者に関する施策の推進を図るために設置され、障がい者計画や越谷市の障がい者福祉に関する施策全般に対してご意見やご協議をいただく、いわゆる市長の附属機関として、条例で設置されている。自立支援協議会については、地域の困難事例や相談支援事業所をはじめとするそれぞれの団体や機関が横の連携を図ることによって、障がい者の個々の支援を行うことが主な目的・役割となる。そのため、会議の結果を施策に反映させるような意見の集約は行わない会議形式、懇談会形式の組織として要領での設置とし、役割や位置づけについて、市長の附属機関として条例設置されている障害者施策推進協議会との違いを明確化させている。
- ・ 協議会委員の推薦依頼については、1月中旬に相談支援関係事業者、障がい福祉サービス事業者、関係行政機関、関係教育機関、保健医療関係者、学識経験者の各団体に委員推薦の依頼を行い、また、障がい者相談員については、直接相談員さんに依頼を行った。2月

18日までに2団体を除き回答をいただいております、推薦された方に委員としてご協力いただくための同意書を送付する手続きを行っている。

議長： ありがとうございます。事務局から3つの分野に分けてのご説明をいただいたところでございます。最初が国の規則に基づく自立支援協議会の概要と、現在越谷市で考えている構造、組織、機能についてお話をさせていただきました。2番目は具体的な個別支援会議のイメージということで、例えばこのようなケースについて個別支援会議が行われ、必要に応じて専門部会の提案などが行われるであろうというイメージをご説明いただきました。最後は具体的な委員の推薦の依頼とその状況についてでございます。

では、委員の皆様方から今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等をいただければと思います。

委員： 先ほどの自立支援協議会の施策提言の事務局からの説明では、提言はしないということでしたが、施策推進協議会の方でもやっていくということでした。そのように考えると年3回の会議だけでは回数が足りないと思います。先ほど事務局から事例を含めて説明していただきましたが、この中に施策推進協議会が全く入っていないというのはいかがでしょうか。例えば社会資源のところマイナスになっているのですが、これは社会資源がないということマイナスになっているのか、また、それを施策推進協議会で意見を伺っていくのか、それを聞きたいです。それから最後の方で、自立支援協議会の委員の方は、サービス提供者の方々がほとんどだったのですが、利用者の方が代表で入っていないのはどういうことでしょうか。

議長： ありがとうございます。第1点は、組織図のところ、施策推進協議会に自立支援協議会から報告などが両方向であるわけですが、例えば示された事例などで拝見すると、施策推進協議会での検討が必要な内容であるにも関わらず施策推進協議会の回数が少ないので自立支援協議会からの報告を受けても検討する機会が減ってしまうのではないかと、ということと、それからそもそも自立支援協議会で検討したことをどのような形で施策推進協議会に報告などを行うのかという仕組みが見えにくいことだと思います。

それから2番目は、自立支援協議会の委員に、いわゆるサービス利用者としての障がいのある当事者の人が含まれていないのではないかと、それはどういう理由からでしょうか、というご質問だったと思います。

委員： 先ほどのご意見と少し似ているのですが、今の自立支援法はとても複雑で、障がい者もサービス提供者もとても苦しんでいるということをよく聞きます。当事者やサービス提供者の中からもいろいろな案が出てくると思い

ます。いろいろな実態を踏まえて案が出されてくると思いますので、組織図の中にそうした流れが見えないのはおかしいと思いました。

議長： ありがとうございます。他に関連するご意見やご質問はありますでしょうか。では、このあたりで事務局から今のご意見について、ご説明をいただきたいと思います。

事務局： それではまず、自立支援協議会と施策推進協議会の関係についてのご質問にお答えします。まず、自立支援協議会の定例会については頻繁にできないため、四半期に1回位のペースで考えております。この定例会は、先ほどの推薦依頼先の一覧にありましたような団体さんの各現場の実務者レベルの方にお集まりをいただき、地域の具体的なご意見をいただきます。他市の場合は、この上に全体会というものがあり、越谷市でいう施策推進協議会のような位置付けとなっておりますが、本市では違った考え方を持っています。越谷市でイメージしているのは、定例会の前の段階で、専門部会を設け、特定の事例について、調査・検討を行います。専門部会は随時開催となりますので、ある程度の回数になってくると思います。なお、他市では毎月開催しているところもございます。組織としては、事務局会議、専門部会等で出された色々な意見について、定例会に報告・提案します。それら全てを施策推進協議会に説明をしていくということになるとかなりの時間を要してしまいますので、必要に応じて施策推進協議会にあげさせていただくということになります。そのため自立支援協議会で解決できることを、改めて施策推進協議会でご協議をいただくというようなイメージは持っておりません。報告の中で、再検討、再調査、協議が必要とのご意見が出された案件について、施策推進協議会の中で協議をしていただきたいというようなイメージでございます。

それから、当事者の方、サービス利用者さんが参画していなくて良いのかという話ですが、先ほども申し上げましたように他市では障がいのある方がメンバーに加わっているところもあります。しかし、こうした市の自立支援協議会では、障がい者に関する施策の検討や、障がい者計画などの検討をしているところがあり、いわゆる本市における施策推進協議会の役割も担っています。本市においては、その部分を施策推進協議会が担っていますので、本市の自立支援協議会については、現場の実務を担当される方としております。例えばそこに障がい者の方に加わっていただいたとしても、知的障がいの方、精神障がいの方、また身体障がいの方であれば目が不自由な方、耳が不自由な方、内部に疾患がある方、手足が不自由な方など大勢いらっしゃいますので、例えば目が不自由な方の事例を検討するときに、内部障がいの方などにご意見を求めたとしても、直接的なご意見をいただくことは難しいであろうということがあります。そこで、協議会

メンバーに入るのではなく、専門部会で特定の事例を調査・研究をしていくときに、そこに障がいのある方をお招きしてご意見をいただくということを考えています。このようなことから、最初からメンバーに加えるのではなく、専門部会で必要に応じて外部委員という形で、随時、呼びをしていくというイメージを持っております。この施策推進協議会には、障がいの当事者の方が複数参加されており皆様にいろいろな意見をいただいておりますので、越谷市の体制としましては、全体として他市の体制と変りがないものと認識しております。以上でございます。

議長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員： 今、事務局からご説明いただいたと思いますが、少しお伺いしたいことがございます。新しく設置される協議会の中に、障がいが多様なので特定の事例について、協議会の中に障がい者を入れても専門的な分野になると答えられなくなるということがありましたが、この施策推進協議会の中には障がい者本人が入っていますが、その辺の違いをもう一度説明していただきたいと思います。

議長： 障がいの種類が違うということで、自立支援協議会の障がい当事者の参加が難しいということであると、施策推進協議会も種類の違う方たちが集まっているので理屈が合わないということだと思います。それをどのように説明されますか。

事務局： 先ほど自立支援協議会の根拠等について、条文等をお読みした中で少しふれさせていただいたのですが、障害者地域自立支援協議会につきましては、最初の図の一番下に個別支援会議というものがございます。これは、ある特定の障がいのある方の事例について、どのように支援をしていこうかというような会議となります。一人ひとり、個人個人の問題について、どう関わっていこうかというケア会議になります。そこで解決できなかった困難事例などについて、自立支援協議会の中でいろいろな関わりのある方々から意見をいただきます。そして、今後その方に対して、どのように支援をしていけばよいのかというような方向性を見出すための会議と捉えておりますので、この自立支援協議会は、障がい者個人に対してどのように取り組んでいけばよいかという個別の事例を検討する場と考えております。これに対して、施策推進協議会は、障がい者計画や障がい者福祉全般に関わるご意見をいただく場というように整理をさせていただきました。分かりづらいかもしれませんが、自立支援協議会の中では、最初からメンバーに入っていたのではなく、先ほど申し上げましたように専門部会、特定の事例についてもっと研究しようとなったときに、その障がいに関わる方に参加をしていただきたいと思いますと考えております。ですから自立支援協議会は一人の方がどんな障がいについても参加してご意見

をいただくということではなく、それぞれの事例に応じて、いろいろな方に入れ替わり参加をしていただきたいと思いますと考えております。この施策推進協議会は、全体の事項についてご協議をいただく場ですから、メンバーを委員さんとして最初から固定させていただくというようなすみ分けをさせていただいております。

議長： よろしいでしょうか。

委員： お二方の委員さんから出たように、越谷市の場合には施策推進協議会という他市にはない協議会があるという中で、障害者自立支援法に基づく地域自立支援協議会を設置するという状況で、なかなか委員さんお一人おひとりにとっても分かりにくいということがあると思います。ということは、お一人おひとりの市民の方にとっても役割を理解するのが難しい面がありますが、このあたりは両方合わせれば私は漏れはないと思います。それぞれの協議会で、どのようなところに重点を置くかということが大事なので、全体として捉えていくことが、特に越谷市の場合には、施策推進協議会があるので、これを含めた全体像を理解することが大事だと思います。ただ、その役割については、きちんと誰もが理解できるように説明をしていくことが必要だと思いました。それと専門部会のあり方で先ほどの事務局のご説明では、そこに必要に応じて個別の障がいがある方、当事者が参加することもあるということでした。例えばこの施策推進協議会からの、今日は提案というまではいかないと思いますが、サービス利用者の声を反映しないサービス提供者というのはありえないわけですので、そうなりますと専門部会の中に、サービス利用者という専門性を持った人たちが集まる部会などを設置して議論すべきであるなどといったことは、施策推進協議会が自立支援協議会の動きを見て提案できることではないかと思えます。元々、この推薦依頼先を見てもわかるように、制度としては相談支援事業者の質を向上させて、個別の困難と言われている事例に対して知恵を持ち寄って検討していこうということなので、どうしても結果的にはサービス提供者側が多くなってしまうという嫌いがあると思います。これだけではやはり先ほど言いましたように、サービス利用者なくして提供者はないわけですから、この仕組みの中でそれを具体的にどう実現していくかということが、とても大事なので、例えば、専門部会に利用者部会というもの設けてほしいとか、そういったものをどんどん提案していくことが大事なのだと私は思います。

議長： 他によろしいでしょうか。

委員： 地域自立支援協議会を検討される中身というのは、検討する事例をみてもとても勉強になることで、私はこういうことをどんどん学んでいきたいと思っています。この協議会が行われる際には、傍聴はできるのか。かな

りプライバシーの問題が含まれているので、できれば自分の向上心を高めるためにも傍聴したいのですが。

事務局： 傍聴ということですが、冒頭で申しあげましたように、審議会ではなく、一つの会議の開催ですから、現在のところ傍聴は考えておりません。場合によっては実名をあげて検討しなくてはならないなど、かなりプライベートなところに入り込んだ会議となることも考えられますので、一つの会議ということで傍聴は考えておりません。

議長： よろしいでしょうか。

委員： いろいろな地域の取り組みによっては、もちろん固有名詞やプライバシーについては出せませんが、取り組みの状況を例えば一つの経過としてまとめて、それが良い支援の好事例になるのであれば、それを公表することによって、関係者のものとして共有していくというような方法もありますし、また、自立支援協議会の中でご検討いただいて、こういったケースについてはこういう取り組みによって問題解決しましたとか、なお課題に残っていますということを公表したり、積極的にPRしていくということは、あり得るのかなと私個人的には思います。

議長： 他はいかがでしょうか。

委員： 素朴な疑問ですが。一番大事なものは、その人が暮らしていく場です。暮らしていく隣近所、本当に身近なその人が暮らしていくその場所をどうするかということだと思います。例えこのような協議会で机上でその人を中心に話が進んでいったとしても、果たしてこの当事者、相談者本人にとって毎日の暮らしをどうしていくかという本当の支援をどこまでしていけるのでしょうか。机上のなんとかとやらにならないだろうかと、私自身が当事者ですので、一番大事なものは、このような話し合いの場もそうですが、自分の隣近所の関係や自治会長さん、民生委員さんとの関係性です。自治会長さん、民生委員さんは自分の地元でこういう障がいを持って病院に長く暮らしている方がいるんだということを知ってもらおうということが非常に大事なことで、それが見落とされて、いくら専門の立派な方々が話し合いを持ったところで、どうなのでしょう。例えば就労に関して、障がいのある人が職場に行く場合、ジョブコーチと一緒にいたりします。そういう人、そういう関係を持つ人がその人の暮らしていくまちに、すぐそばに必要ではないかと思います。私が住んでいるまちに、小さな喫茶店がありまして、そこに長々と居る人がいました。みなさん不審な目で見ていたのですが、実はあるところで、その人が参加している会に私も出くわしましたら、長く病院で暮らしていて、地元で暮らしている方でした。それを知ったときから私は、その人に対する見方、その喫茶店に対する考え方が変わりました。だからやはり地域で会長さんなり民生委員の方に、まず

分かってもらうことも必要なので、本当にその人の地元で根付くものをつくらせたら、自立支援をつくらせたら、そういう人もここに関わってしかりだと思えます。それからもう一つ、自立支援協議会で例えば解決された後に、その当事者が私どもの施設にいらっしゃるという場合もきっとあるような気がします。ですから、どういうことで自立支援協議会でこの事例は解決したと判断するのか、そのあたりが非常に難しいと思えます。だから、同じ当事者がもう少し協議会に早めに関わる、最初から関わるということは大事なことではないかと思えます。本質をしっかりと、本質解決をしっかりと見つめていかないといけないと思えます。

議長： ありがとうございます。

議長なりに解釈をさせていただければ、会議ということで机上と申すか、その場面だけで終わるのではなくて、実践とどうやって結びつけていくかというところまできちんと踏まえた協議会でないといけないということだと思えますし、当事者の方の参加というのは、その協議会のメンバーということもあるかもしれないですが、早い時点で必要な関係者なり当事者の方なりの参画を促せるような仕組みが必要だというご意見だと思えます。

関連するご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

委員： そうなりますとこの自立支援協議会を活発に運営していくためには、やはり専門部会がとても大切になってくると思えます。先ほどお話がありました、越谷市は越谷市なりの、就労の部会を立ち上げて障がい者の方の就労を一生懸命考える専門の方たちのつながりをきっちりつくっていただくことや、越谷市内の精神障がい者の方のサービスを行っている方、相談を行っている方、ご家族の方々が集まって精神障がいの方がより多く生活するために、困難事例をどう解決していくかという精神の専門部会をつくるということなど、今この時点では専門部会は立ち上がっていないのですが、定例会の第1回目できたと同時に、どんな部会をつくっていくか、しっかり定例会で話し合っていく。そしてすぐにいろいろな専門部会ができていくようにする。というのが、とても大切ではないかと思えます。

議長： ありがとうございます。

委員： 自立支援協議会と施策推進協議会との関係について、施策推進協議会は、障がい者の施策をやらなければならないし、必要な社会資源の提言をしていかなければならないので、とても忙しく、年4回の定例会があるなら、それに合わせて施策推進協議会も行ってほしいのですが、話を聞くと自分たちもやらなければいけないけれど、自立支援協議会の方も忙しくなっていくのだなあと思えました。時間が短くて、この協議は自立支援協議会、

こちらの話は施策推進協議会というようになると両方の協議会の委員が、ごっちゃになってしまうのではないかと思うのですが、役割をきちんとしてほしいと思います。

委員： 私の意見が間違っていたら事務局の方で修正していただきたいのですが、私も別の自治体で自立支援協議会に関わらせていただいておりますが、自立支援協議会の私の個人的なイメージですと、いろいろな個別の事例があがってきます。そして、それに対して、今どのような問題が起きているのかということ、実際に具体的にまず越谷というところで整理してみるとというのが、自立支援協議会の第一歩なのかなというふうに考えております。実際、どこまで本当に対応できるのかということなかなか難しく、まずどんな事例がこの越谷の中にあるのか、例えば、ある程度お年を召していらっしゃるって、社会資源の社会福祉サービスを適切に使えていない非常に地域の中で困っていらっしゃる方がこういう形でいたとか、そういう具体的な事例などがたぶんでてくるのではないかなというふうに私個人的には考えております。それに対して、定例会のもう一つのメリットというのは実務者の方が多くいらっしゃるの、こういった場を通じて、こういったことが行われていると、そうすればみんな自分のことだけ考えるのではなくて実務者のレベルで連携していこうということになるのではということ。正直言って今おっしゃったようにこれだけの会議でできるわけがありません。そうしましたら最初に実務者レベルで連携しようということ、それから、実はこの自治体の中にはこれだけサービスから漏れている人がいるということ、そして、特に今おっしゃっていただいた地域との関係でこれだけ困っている人がいるということ、そういった認識を個々の具体的な事例などを通じてまず認識させていただくというのが、自立支援協議会なのかなというふうに考えております。それに対して、今おっしゃっていたように越谷市施策推進協議会はそれ以前に計画等がからんでおりますので、計画は計画でこれはまた大変な作業でございます。そういったことについて、それはそれなりに時間をかけて練らないといけない、ということで、それぞれの役割といいますか、限られた中でやれることというのは少し毛色が違うのかなというふうに考えております。ただ、それはそれぞれとても大切な役割だし、それぞれの役割をきちんと果たさないと越谷の中でサービスにうまく結びつかないで困っていらっしゃる方が出てくるのではないかなと考えております。

4. その他

議長： ありがとうございます。

それではそろそろ時間の方も迫ってまいりましたので、この協議事項に

ついて、まとめさせていただきたいと思います。

事務局から自立支援協議会の組織、役割、機能などについて、説明がありました。それに対して委員の皆様方からは、組織のありようについては、概ね理解をいただいたということだと思いますが、実際にはそこに魂を注ぐというか、本来の意味での自立支援に向けた実質的な討議ができるような仕組みを是非検討していくべきだということ。それには、委員の推薦依頼というところでは、サービス支援事業者や関係者という制約はありますが、サービス利用者の当事者としての参画について、あらゆる工夫をして、その参加を保障していく必要があるのではないかということだと思います。そして、全体としては、今日の報告事項にもからむのですが、施策推進協議会が、開催回数が限られているという中で、自立支援協議会からの全体的な問題としての報告が持ち上がったときに、そこにきちんと提案できるような回数なり、あるいは進め方についても合わせて検討していくことが必要であると、このような形で皆さんからのご意見をいただいたものとしてまとめさせていただきます。

よろしいでしょうか。

委員： 了承

議長： それでは、用意いたしました議題については、以上とさせていただきたいと思います。これをもちまして議長の役を降ろさせていただいて、マイクを事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

5. 閉会

司会： ご審議大変ありがとうございました。

事務局からの事務連絡は特にございませぬので、最後に星野副会長の方から閉会のごあいさつをお願いしたいと存じます。

副会長： 皆様、長きに渡って活発なご議論お疲れ様でした。1点、今までのすばらしい議論を見ていて思いましたのは、自立支援協議会が本当に実務者レベルで、特に現地でこういったことで困っている、特にこういったことでサービスが使えず、こういった不利益を受けている人たちがいるという声があったら、それは報告ということで、事務局の方々を信頼しておりますが、きちんとそのデータなり、実態なり、特に質的なものについては、きちんと特に越谷の市役所機能に伝えていただき、推進協議会等に伝えていただくということは、きちんと担保はとっていただきたいと思います。それをしないと、私も昔、他市の職員だったときに、どうしてこうなるまで放っておかれたのという事例がいくつかありました。ここで資源と言われているようなサービスは、本来、制度的にはあったのに、どうしてそういうものから結びつかずにこうなってしまったのかということが、何

件かございまして、すごく切ない思いをしたことがございました。そういったことが少しでもなくなるように、お役に立てるように、自立支援協議会は、そういった事例等の現実をしっかりと見据えて、特に越谷市にこういったことがあるのではないかとということを見据えて、またそれをきちんと越谷市なり、こちらの施策推進協議会の方に報告をしていただくと。そしてまた、施策推進協議会は計画に現実的に反映していくという、こういった役割分担をきちんとしていくことによって少しでも一歩でも前進できればいいのではないかとということを感じさせていただいた次第でございます。ということで、雑感ではございますが、以上で私のコメントとさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。

委員の皆様には長時間に渡りましてご審議大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、第2回越谷市障害者施策推進協議会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。